

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付が過大

3件 不当金額 27,228,000円

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について」（令和2年厚生労働省発健1225第1号厚生労働事務次官通知）（以下「交付要綱」という。）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者（以下「コロナ患者」という。）及び新型コロナウイルス感染症疑い患者（以下「疑い患者」といい、コロナ患者と合わせて「コロナ患者等」という。）の受入病床がひっ迫した場合に、コロナ患者等の受入病床と医療従事者を確保するために、コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、国が医療機関に対して補助するものである。

交付要綱によれば、補助金の対象経費は、都道府県から受入病床を割り当てられた医療機関に係るコロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費等とされている。

また、交付要綱等によれば、令和2年度分及び3年度分のうち3年9月30日までに確保した受入病床に係る分の補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

①の基準額は、確保した受入病床の種別ごとに、それぞれ次に定める額を合計するなどして算出することとされている。

(ア) コロナ患者の重症者病床 1床当たり15,000,000円

(イ) コロナ患者のその他病床 1床当たり4,500,000円

(ウ) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関^(注)の疑い患者病床 1床当たり4,500,000円

このうち、(ア)及び(イ)について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において2年12月25日以降に新たに割り当てられた受入病床については、1床当たり4,500,000円を加算することなどとなっている。

本院が、厚生労働本省及び92事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、基準額の算出基礎となる受入病床数の計上を誤り、基準額を過大に算出していた。また、1事業主体において、2年12月24日以前に割り当てられたものであって基準額の加算の対象とならない受入病床を誤って加算の対象としており、基準額を過大に算出していた。これらのため、補助金計27,228,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、厚生労働本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 疑い患者専用の個室を設定して疑い患者を受け入れ、必要な医療を提供する医療機関

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

社会福祉法人同愛記念病院財団同愛記念病院（以下「病院」という。）は、令和2年度に、国から補助金11,228,000円の交付を受けていた。病院は、補助金の交付額の算定に当たり、基準額の算出基礎となる受入病床数を次のとおりとしていた。

ア 2年12月24日以前に割り当てられた新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の疑い患者病床（1床当たりの基準額4,500,000円） 5床

イ 2年12月25日以降に新たに割り当てられたコロナ患者のその他病床（1床当たりの基準額9,000,000円、うち加算額4,500,000円） 11床

しかし、アに計上された5床は、イに計上された11床のうち5床と同一の病床であって重複しており、病院

は、基準額を過大に算出していた。

したがって、適正な受入病床数を基に補助金の交付額を算定すると99,000,000円となることから、前記補助金の交付額111,228,000円との差額12,228,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部 局 等	補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫 補助金交付額 千円	摘 要
厚生労働本省	社会福祉法人同愛 記念病院財団 (同愛記念病院)	2	111,228	12,228	受入病床数の計上を誤り 基準額を過大に算出して いたもの
同	独立行政法人地域 医療機能推進機構 横浜中央病院	3	18,000	9,000	同
同	豊橋市民病院	3	86,500	6,000	加算の対象とならない受 入病床を誤って加算の対 象としていて基準額を過 大に算出していたもの
計			215,728	27,228	

医療提供体制推進事業費補助金（周産期母子医療センター運営事業に係る分）の交付が過大

2件 不当金額 107,559,000円

医療提供体制推進事業費補助金（周産期母子医療センター運営事業に係る分）（以下「国庫補助金」という。）は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」（平成21年厚生労働省発医政第0513001号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、都道府県が指定又は認定した周産期母子医療センターの充実強化を迅速かつ着実に推進することを目的として、その運営に係る経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、周産期母子医療センター運営事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や厚生労働大臣が適当と認める者等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、次の①から③までによるなどして算定することとされている。

- ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の種目ごとに、所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と、総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額に補助率（3分の1）を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して、少ない方の額を選定する。

周産期母子医療センター運営事業のうち、地域周産期母子医療センターの種目に係る①の基準額は、新生児集中治療室（NICU）、新生児回復室（GCU）等の部門ごとに、病床1床当たりの単価に当該部門の病床数を乗ずるなどした額を合算するなどして算出することとされている。ただし、黒字の部門（収入額が対象経費の実支出額を上回る部門）については、算出対象から除くこととされている。

^(注)
本院が、9府県の29事業主体において会計実地検査を行ったところ、神奈川県1事業主体において、対象経費の実支出額を過大に算出していた結果、黒字の部門が算出対象から除かれていなかったため、また、同県の1事業主体において、休床としていて事業の対象となる患者を受け入れていない病床を部門の病床数に含めていたため、国庫補助金計107,559,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1事業主体において対象経費の実支出額の算出についての理解及び確認が十分でなかったこと、1事業主体において基準額の算出対象となる病床についての理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注） 9府県 大阪府、秋田、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院は、平成30年度から令和4年度までの各年度に、地域周産期母子医療センターの運営について、神奈川県から国庫補助金を原資とする同県の補助金（以下「県補助金」という。）計145,337,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

同病院は、県補助金の交付額の算定に当たり、NICU部門及びGCU部門を基準額の算出対象としていた。そして、両部門に係る対象経費の実支出額の算出については、同病院の経理において部門別の区分がなされていないことから、損益計算書に計上されている同病院全体の医薬品費や委託費等の費用を「病院全体の入院診療に係る診療業務収益」に占める「NICU及びGCUに係る診療業務収益」の割合を用いて案分する方法により行っていた。

しかし、損益計算書に計上されている同病院全体の費用は、入院診療に係る分だけではなく、外来診療に係る分も含んでいるのに対して、「病院全体の入院診療に係る診療業務収益」は外来診療に係る収益を含まないことから、上記の方法によることは適切ではない。

そこで、医薬品費や委託費等について、入院診療に係る分だけではなく、外来診療に係る分も含めた「病院全体の診療業務収益」に占める「NICU及びGCUに係る診療業務収益」の割合を用いて案分する方法によるなどして、適正な対象経費の実支出額を部門別に算出すると、同病院が算出した対象経費の実支出額

は、いずれの部門についても過大となっていた。さらに、これにより、N I C U部門については、前記いずれの年度においても、収入額が対象経費の実支出額を上回って黒字となるため、基準額の算出対象から除かれることとなる。

したがって、N I C U部門を算出対象から除いて適正な県補助金の交付額を算定すると計41,650,000円となり、県補助金の交付額145,337,000円との差額103,687,000円が過大となっていて、これに係る国庫補助金103,687,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年 度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める 国庫補助金交付額 千円	摘 要
神 奈 川 県	神 奈 川 県		独立行政法人 地域医療機能 推進機構相模 野病院	平成30 ～令和4		145,337	103,687	対象経費の実支出 額を過大に算出し ていた結果、黒字 の部門が算出対象 から除かれていな かったもの
同	同		川崎市立川崎 病院	2～4		38,045	3,872	休床としていた病 床を部門の病床数 に含めていたもの
計						183,382	107,559	